

SME日本支部 会則

制定；2019年3月1日

施行；2019年3月1日

一般社団法人SME日本支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SME日本支部と称する。

当法人は、米国に本部を置く国際的な生産技術者の団体であるSMEの日本支部である。

2. この会則は、2019年3月1日に登記された一般社団法人SME日本支部の定款を補足するものとする。
3. この会則は、基本的運営体制に関してSME本部の“SME Governance Document”に準拠して作成している。

第2章 当法人の目的及び事業

(目的・事業)

第2条 一般社団法人SME日本支部定款（以下、定款とする）の第3条、第4条に定められた目的に従い、定められた事業を行う。

第3章 会員

(当法人の構成員)

第3条 定款第6条に定めにより、当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(個人会員)

第4条 当法人の個人会員には次の区分の会員を置く

- (1) レギュラー会員 (Regular Member)
生産技術分野での経験を有する個人
- (2) リタイア会員 (Retired Member)
レギュラー会員で現役の業務を離れた会員
- (3) ライフ会員 (Life Member)
年齢と会員としての期間の合計が100年に達した会員

(法人会員)

第5条 当法人の法人会員は個人会員と同様に1会員とする。

2. 当法人の法人会員の従業員は、当会の実施する催事や資格試験などにおいて、個人会員と同一とする。

SME日本支部 会則

(社員)

第6条 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の個人会員、法人会員として入会しようとする者は、定款第7条の定めるところにより入会の申込みをし、入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第8条 当法人の会員は、定款第8条の定めるところにより、当法人の経費に充てるため、下記に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

	会員区分	会費/年
個人会員	レギュラー会員 (Regular Member)	20,000円
	リタイア会員 (Retired Member)	7,000円
	ライフ会員 (Life Member)	会費無し
	フェロー会員	会費無し
法人会員	入会時の法人の従業員数	
	A 49名以下	50,000円
	B 50名以上	100,000円
個人会員・法人会員の入会金		2,000円

(任意退会、除名、会員資格の喪失)

第9条 当法人の会員の任意退会、除名、会員資格の喪失については、定款第9条、第10条、第11条の定めによる。

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定款第12条から17条の定めにより開催する。

2. 当法人の社員総会は、定款14条の定めるとおり次の事項につき審議し決議する。

- (1) 当法人の定めた役員の選任または解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) その他、社員決議するにふさわしい事項

第4章 役員

(役員)

第11条 当法人は定款に定める理事のほか、下記の役員を置く。

- (1) 支部長 (Chair Officer)
支部の代表
- (2) 支部長エレクト (Chair Elect)
次期支部長候補、支部長の支援
- (3) セクレタリー (Secretary)
支部業務遂行の総括

SME日本支部 会則

- (4) 会計 (Treasurer)
支部の会計の総括、会計の監査
- (5) 顧問

2. 当法人の上記の役員は、定款に定める理事との兼任を妨げない。

(任期)

第12条 当法人の役員の任期は、選任後1年とし、次年度の定時社員総会の終結時までとする。選任された場合は再任を妨げない。

(報酬)

第13条 当法人の役員に対して報酬は支給しない。ただし、費用は弁償することが出来る。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第14条 当法人には、定款に定める委員会として次の委員会を設ける。代表理事より委嘱し、各委員会の委員長は互選とする。

- (1) ステアリング委員会
当法人の業務執行の決定と執行の監督
 - (2) サーフイケーション委員会
当法人の実施する資格試験の企画・運営
 - (3) プログラム企画委員会
当法人の実施する技術講演会、工場見学会などの企画・実施
 - (4) SMEジャーナル編集委員会
当法人の発刊する「SMEジャーナル電子版」の企画・編集
 - (5) その他、必要に応じ当法人の活動趣旨に合致した委員会・研究会を設置できる。
2. この委員会の決定事項は、理事に報告し、理事会の承認を得る。

第6章 会計

(事業報告及び決算)

第15条 当法人の事業報告及び決算については、定款25条、26条に定めるとおり決算を行い、社員総会において承認する。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
 - (4) 財産目録
2. 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類は主たる事務所5年間に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。
3. この決算は、本部の定めた“Financial Report”の形式でSME本部に提出する。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第16条 当法人は事務局を置き、事務局長と若干名の事務局員を置くことができる。
 2. 事務局長と事務局員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。

第8章 規定類

(給与)

- 第17条 事務局長、事務局員に対しては、月額給与ないしは時給の支給をする。
 2. 各給与の額は、それぞれの雇用契約による。

(旅費、交通費、日当)

- 第18条 当法人の事務局長、事務局員（以後、合わせて事務局員とする）業務で出張・外出、通勤などの旅費・交通費の規定はここに定める。
 2. 事務局員の通勤に要する交通費は、実費で支給する。
 3. 事務局員が業務上の出張、外出には、交通費を実費で支給する。
 4. 事務局員の出張・外出に伴う日当、宿泊費は下記のとおりとする

	支給の条件	金額
日当 1日につき	事務所から50km以上の移動 または、5時間以上の外部勤務	2,500円
半日当 1回につき	事務所から50km未満の移動 または、5時間未満の外部勤務	1,250円
宿泊費	業務上宿泊が必要になった場合 実費支給	12,000円以下

5. 海外出張の場合も上記規定に準じる。但し、宿泊費は地域の事情に合わせる。
 6. 会員、各委員会の委員の出張、外出についてもこの規定に準じる。
 7. 会員が事務局業務の支援のため勤務した場合は、交通費実費を支給する。
 日当は下記のとおりとする。

	支給の条件	金額
日当 1日につき	5時間以上の勤務	5,000円
半日当 1回につき	2時間以上、5時間未満の勤務	2,500円